



別紙様式第2号 (第3関係)

令和元年6月13日

奈良市議会議長 東久保 耕也 様

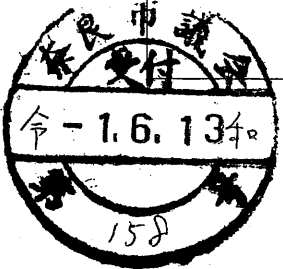
回答者 奈良市長 仲川 元 庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>1、市役所本庁舎の耐震問題について</p> <p>2、管理者不明の橋について</p>
回答内容	<p>1、市役所本庁舎の耐震問題について</p> <p>1、耐震化関係の予算案の市議会への提出時期について</p> <p>平成31年3月定例会市議会の時点においては、奈良県知事から提案された「移転建替え案」についての検討や、中央棟の耐震補強計画について第三者委員会の評価を受ける準備を行っていたため、提出を見送っております。</p> <p>今後、早い時期の定例会にて予算案を提出いたします。</p> <p>2、耐震化が完了するまでの間の市職員及び市民等の安全確保のために講じる措置の内容について</p> <p>本庁舎の耐震診断の結果から、本庁舎は全般的な補強が必要であります。</p> <p>また、Is値0.6以上を確保するために必要な補強内容の検討を行ったところ、現在実施設計を進めているIs値0.75以上を確保する補強案で予定している約4分の3に相当する工事金額の補強対応が必要となります。</p> <p>これらのことから、本庁舎施設利用者の安全確保のために</p>



講じる措置については、全般的な耐震補強を一刻も早く完成させる必要があると考えます。この耐震補強が完了するまでの間は、市民、職員等の安全のため、避難誘導経路の確保や避難誘導訓練などを行ってまいりたいと考えております。

3、耐震化が完了するまでの間の危機管理体制上の観点から講じる措置の内容について

耐震性の低い建物の中に、市民が多く訪れる市民課等をはじめ多くの窓口があることは、市民の生命を守る行政として最大の課題であると考えており、何より優先して対応をしなければならないと認識しております。

しかしながら、市長室、副市長室、議会も含め、北棟にすべてを移すスペースも確保できず、一刻も早い耐震化を目指しているところです。

また、有事の際など市長の不在期間が生じた場合の職務代理者の順位を規則により定めているほか、災害対策本部長の職務を代理する職員の順序についても奈良市業務継続計画に明記しているところです。

4、構造耐震指標 I_s 値が 0.02 である西棟において市議会を開く状態にあることについて

① その異常性に対する認識の有無及びその程度について

議会を開いている西棟の I_s 値が最低で 0.02 となっており、 I_s 値の最低値が 0.17 である中央棟と比べても極めて低い値であり、必要な耐震性を有していないことから、耐震補強を早く完成させる必要があると考えております。

② 議会報告会を同建物において開催することに対する異常性の認識の有無及びその程度について

西棟を含む本庁舎の耐震性については、議会においてもこれまでご議論いただいていたところです。5月18日の議会報告会は、これまでの議論を踏まえて、議会において開催場所を決められたものであると認識しております。

③ 市議会の運営に関する市議会議長との協議の日時及び



内容について

西棟の応急対策工事の実施や代替施設の確保等に関する点について、市議会議長との協議は現時点では行っておりません。

- ④ 市長と市議会議長のいずれに責任が所在するかという点に関する認識について

市庁舎施設の管理に関する権限と責任は市長にあります。西棟の安全確保のために講じる措置は、全般的な耐震補強を早期に完成させることであると考えております。今後、耐震補強工事を施行する際には、議場を使えない期間が生じてまいります。議会の招集は市長の権限ですが、本会議の開催方法について議長をはじめ議会の皆様との協議が必要であると認識しております。

- ⑤ 建物の崩壊等によって市職員等が死亡した場合の補償額について

市の所有管理する建物について管理瑕疵があり、それが原因となって損害が発生し、又は拡大した場合には、国家賠償法第2条第1項に基づき市が損害賠償責任を問われ得るところであり、本市においては、このような事態に至らないよう、本庁舎の耐震化事業を進めているところです。

もし、責任を問われた場合の補償額は、個別の事情に基づき法的判断を経て確定されるべきものですが、一般的には、違法な侵害行為により個人の生命が害された場合の損害額は、逸失利益と慰謝料に分けて考えられるところ、逸失利益については死亡しなかった場合に得られたはずの収入を現在価値に割り戻すことにより算定され、その額は年齢、性別、職業等の諸要素によって異なり、慰謝料についても同様に諸般の事情を考慮して個別に算定されることとなると考えております。

- ⑥ 建物の崩壊等によって死傷者が生じた場合の損害賠償

金の負担について

市の所有管理する建物について管理瑕疵があった場合の国家賠償法に基づく責任は、市が負うこととなりますが、損害の発生について市とは別の主体の責任が認められれば、同法第2条第2項においては、市はそれらの主体に対して求償権を有するものとされています。

職員は、求償を受けるような事態に至らないよう、適正に職務を執行していくべきものと認識しております。

2、管理者不明の橋について

管理者不明の橋について、市ではその数、位置及び各施設の安全性等を把握していないため調査をする必要があります。

現在、その調査を進めるための準備を行っておりますが、調査結果が出るまでには相当の日数（概ね半年程度）を要することから、調査結果がまとまり次第報告させていただきます。

(担当部局： 総務部 資産経営課 建設部 土木管理課)

受理日	令和元年 6 月 13 日
-----	---------------